

高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会設置要綱

(目 的)

第1条 南海トラフ地震の地震動に起因する大規模な被害が想定される地域において、市町村が発災後速やかに復興まちづくりに着手するための事前準備を支援する「高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針」について検討するため、高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 過去の復興事例から得られる知見の整理に関すること。
- (2) 復興まちづくりにおける土地利用の考え方に関すること。
- (3) 復興まちづくりの事前準備に関すること。
- (4) 高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の作成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針作成のために必要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 検討会には委員の互選により委員長を置く。
- 3 委員長は検討会を代表し、会務を総括する。

(会 議)

第4条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて検討会の会議に委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

(代 理)

第5条 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員の属する機関の者を代理人として出席させることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課に置く。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、委員長選出までの間は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課長が会議を招集する。

高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会

委員名簿

氏名	所 属・役 職	分 野
宇都宮 千穂	高知県立大学 地域教育研究センター長 教授	有識者（地域づくり）
澤田 雅浩	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授	有識者（中山間復興）
原 忠	高知大学 教授	有識者（土砂）
牧 紀男	京都大学防災研究所 教授	有識者（防災）
依光 晃一郎	香美市長	行政（市町村）
山崎 出	馬路村長	行政（市町村）
澤田 和廣	本山町長	行政（市町村）
池田 牧子	いの町長	行政（市町村）

(五十音順・建制順・敬称略)